電気供給業の収入金額から控除できる収入一覧

【注意】

収入金課税事業と所得金課税事業を区分して申告している法人については、所得金課税事業に 係る収入を混在させないよう、留意してください。

項目・根拠	例(〇・・・控除可 ×・・・控除不可)
国又は地方団体から受ける べき補助金 (法第72条の24の2第1項)	○国や地方団体から直接交付される補助金等 雇用開発助成金、企業立地促進交付金、大規模太陽光発電設備設 置促進補助金、固定資産税前納報奨金など
	 ○国や地方団体から間接的に交付される補助金等 ・クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金 (国 → (一社)次世代自動車振興センター → 受給者) ・原子力立地給付金 (国 → (一財)電源地域振興センター → 受給者)
	×国・地方団体が関与しない補助金等 再生可能エネルギー固定価格買取制度における費用負担調整機関 からの交付金、健康保険組合からの健康診断料補助金など
固定資産の売却による収入 金額 (法第72条の24の2第1項)	○固定資産の売却により得た収入 自動車売却益、発電設備売却益、土地売却益など ※事業譲渡益で固定資産の売却益が含まれている場合、固定資産の 部分とそれ以外が明確に区分できる場合は、固定資産の売却益のみ 控除。 明確に区分できない場合は全ての益を控除
託送供給に係る料金に相当 する収入 (法附則第9条第8項、施行 令附則第6条の2第2項)	○経済産業大臣から許可を受けた一般送配電事業者から託送供給を受けて、顧客に電気の供給を行う場合の、顧客から支払われる託送供給に係る料金に相当する収入 (令和5年3月31日までに開始する各事業年度に限る)

項目・根拠	例(〇・・・控除可 ×・・・控除不可)
保険金 (施行令第22 条第1 号)	○保険会社から支払われる保険金、補償金等の収入火災保険金、盗難保険金、損害保険金、休業補償金、逸失利益に係る補償金(自然災害や盗難等不測の事故による喪失利益の補償)
有価証券の売却に因る収入 金額 (施行令第 22条第 2号)	○有価証券の売却による収入(解約差益を含む) 株式、債券、手形、小切手等の売却により得た収入
不用品の売却に因る収入金 額 (施行令第 22条第 3号)	○不用品の売却により得た収入 消耗品等の不用品(固定資産以外)の売却により得た収入
受取利息及び受取配当金 (施行令第22条第4号)	○受取利息や受取配当金の収入(収入の性質が利息や配当に該当する収入を含む) 金融機関等の預金利息、国債・地方債・社債の利息、役員への貸付金に係る認定利息、貸付金から生じる利息、株保有に伴う配当金、各種保険契約から生じる配当金など 各種税金の還付加算金(性質が利子に準ずるものであるため) 各種共済の割戻金(配当金に相当)
電気供給に係る施設整備に ついて受益者から収納する 金額 (施行令第 22条第 5号)	○電気供給業を行う法人が当該事業に必要な施設を設け、電気の需要者(顧客)や当該施設によって便益を受ける者から収納する金額電気通電に要する工事負担金など

項目・根拠	例(〇・・・控除可 ×・・・控除不可)
他社から購入した電気代に 相当する収入 (施行令第22条第6号)	○他の電気供給業を行う法人から電気の供給を受けて、顧客に電気の供給を行う場合の、顧客から支払われる供給を受けた電気の購入代金に相当する収入
	×他の電気供給業を行う法人から電気の供給を受けて、自社で消費 した場合の買取電気代
	×地方団体や個人から電気の供給を受けて、顧客に電気の供給を行う場合の、顧客から支払われる供給を受けた電気の購入代金に相当する収入(取扱通知(県)第3章4の9の6)
再生可能エネルギー固定価 格買取制度の賦課金 (施行令第 22条第 8号)	○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第36条に規定する、電気の使用者から受け取る賦課金
損害賠償金 (施行令第22条第11号) (昭和30年8月10日自治 庁告示第29号)	○電気供給業を行う法人が被った損害等により、他者から支払われる賠償金、補償金等の収入 設備損壊による弁償金、電気供給機会の逸失に伴う補償金、利益補填の補償金など
投資信託に係る収益分配金 (施行令第 22条第 11号) (昭和30 年8 月10 日自治 庁告示第29 号)	○投資信託に係る収益分配金
株式手数料 (施行令第 22条第 11号) (昭和30 年8 月10 日自治 庁告示第29 号)	○株式の売買に伴う手数料収入

項目・根拠	例(〇・・・控除可 ×・・・控除不可)
社宅貸付金 (施行令第22条第11号) (昭和30年8月10日自治 庁告示第29号)	○法人従業員(代表者・役員含む)等への社宅提供に伴う、家賃収入など社宅家賃、会社寮の使用料、社宅・寮の附属駐車場使用料など
	×法人従業員等以外に対する、不動産賃貸収入 一般向け賃貸住宅等の家賃収入、一般向け土地賃貸収入、電柱敷 地料、アンテナ基地局設置料など